

猪名川町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱

平成24年8月27日

教育委員会要綱第4号

(趣旨)

第1条 各種団体等が行う大会等の事業（以下「事業」という。）について、猪名川町教育委員会の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用の承認を行う場合の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 後援名義の使用の承認は、本町の教育施策の推進及び啓発振興に寄与すると認められる事業に対して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、承認しないものとする。

- (1) 団体の営利又は宣伝を主たる目的とするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動等に関わりがあるもの
- (3) 参加者を限定しているもの
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うもの、又はそのおそれのあるもの
- (5) 猪名川町暴力団排除に関する条例施行規則（平成24年規則第10号）第2条第2号に規定する暴力団等に関わりがある、又はそのおそれのあるもの
- (6) 猪名川町教育委員会（以下「委員会」という。）が後援する事業として適当ではないと認めるもの

(申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪名川町教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号）に記入し、委員会に提出するものとする。

- 2 前項の申請書に加え、必要に応じ添付資料として開催要領及び当該申請団体等の活動内容がわかるもの等を委員会に提出するものとする。

(承認の通知)

第4条 委員会は、第2条の承認をしたときは、承認をした旨の猪名川町教育委員会後援名義使用承認通知書（様式第2号）を申請者あて送付するものとする。

- 2 承認しない場合は、猪名川町教育委員会後援名義使用不承認通知書（様式第3号）を申

請者あて通知する。

(承認の取消し)

第5条 委員会は、第2条の承認を行った後に、事業が同条の許可の基準に反することとなった場合には、当該承認を取消すものとする。

(名義使用者の義務)

第6条 後援名義の使用の承認を得た団体又は個人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 名義を使用したすべての印刷物を見本として一部提出すること。
- (2) 指示事項は、遵守すること。
- (3) 事業実施の際に発生した事故については、すべて申請者の責任において処理すること。

(実施報告)

第7条 第2条の承認を受けた者は、事業の終了後、30日以内に猪名川町教育委員会後援名義使用実施報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 後援名義を使用した団体又は個人が、委員会の名を大きく傷をつけ、あるいは、委員会に損害を与えたときはその損害を弁償しなければならない。

(その他)

第9条 後援名義の使用に関して、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に猪名川町後援名義の使用に関する要綱第3条の規定による申請がなされたときは、猪名川町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱第3条の規定による申請とみなす。